

防大学第540号

28. 4. 14

各 部 長  
各 学 群 長 殿

防 衛 大 学 校 長

本科学生の第9時限目の使用について（通達）

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

なお、防大学第1043号（平成22年7月26日）は、廃止する。

記

### 1 方 針

教養の拡充及び体力の向上のため必要な活動並びに教育課程及び訓練課程において修得した知識、技能の補修等を行うものとする。

### 2 実施項目

(1) 特に必要と認める学校行事、講話等

(2) 教育課程、訓練課程の補講（本来の授業時間表による授業が休講になった場合や、授業内容が予定どおり進まなかった場合に、担当教官の判断で、本来の授業時間とは異なる日程で実施される講義等（海外派遣学生に対するものを含む。）及び補習（本来の授業時間表以外に、学力・体力を補うため行う教育）

(3) 別表に示す諸活動

### 3 実施要領

(1) 特に必要と認める学校行事、講話等については、その都度定めるところによる。

(2) 教育課程の補講及び補習

ア 各学群の教授、准教授、講師及び助教（以下「教授等」という。）は、教務部長及び訓練部長と調整の上、必要に応じ、補講を実施する。

イ 教授等は補習が必要と認める学生に対して、担当指導教官と調整のうえ実施する。

(3) 別表に示す諸活動、訓練課程の補講及び補習については、訓練部長の定めるところによる。

(4) 実施項目の優先順位（基準）

次の順位を基準とする。

ア 特に必要と認める学校行事、講話等

イ 補 講

ウ 補 習

エ 別表に示す諸活動

4 その他

別表に示す諸活動については、1830まで実施できる。

添付書類：別表「教養及び体力向上のための諸活動」

## 教養及び体力向上のための諸活動

区 分	項 目
教 養 活 動	1 人 文 科 学 2 社 会 科 学 3 自 然 科 学 4 防 衛 学 5 その他教養の拡充に必要な活動
体 育 活 動	1 基礎体力トレーニング 2 体 操 3 陸 上 競 技 4 球 技 5 格 技 6 水 泳 7 操 艇 8 その他体力向上に必要な活動